

一般財団法人喜・榮・音與支援財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人喜・榮・音與支援財団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市寺町二丁目11番35号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、医療の向上、高齢者・障がい者福祉の増進、教育・文化の振興に関する事業及び研究に対して助成を行い、地域社会の総合的な社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医療技術に関する試験研究を行う個人及び団体に対する助成支援事業
- (2) 高齢者及び障がい者福祉に関する活動を行う個人及び団体に対する助成支援事業
- (3) 科学技術に関する試験研究を行う個人及び団体に対する助成支援事業
- (4) 教育・文化の振興に関する活動を行う個人及び団体に対する助成支援事業
- (5) 前条の目的に関する個人及び団体の表彰
- (6) 公益目的事業の推進に資するために行う不動産管理賃貸業その他の収益事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、石川県内において行うものとする。

第2章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 設立者は、財産目録の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(財産の種別)

第6条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条の目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条で拠出された財産
- (2) 基本財産として寄付された財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れられることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び管理)

第7条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由によりその全部もしくは一部を処分又は担保に供する場合、或いは、基本財産から除外しようとする場合には、理事会及び評議員会において、その議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

(財産の管理)

第8条 当法人の財産の運用は、代表理事が行うものとする。

(保有株式の議決権の行使)

第9条 当法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係わる議決権を行使する場合には、理事会において理事会の決議に加わることができる理事の3分の2以上の承認を要する。

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規程に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入・支出をすることができる。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還できる短期借入金を除き、評議員会において、その議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

- 2 当法人の重要な財産の処分又は譲受けをするときは、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第14条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣例に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第15条 当法人に、評議員3名以上を置く。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 当法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再選を妨げない。

2 補充により選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。但し、評議員がその職務を執行するために必要とする費用は、別途支払うことができる。

第2節 評議員会

(評議員会)

第19条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員及び評議員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要に応じていつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞無く評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 代表理事は、評議員会開催の1週間前までに評議員に対して日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(評議員会の議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の議事は、一般法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議に特別に利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

- 3 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面で同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、一般法で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員の中から選任した議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第4章 理事、監事及び理事会

第1節 理事及び監事等

(役員を設置)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、専務理事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会でそれぞれ選任する。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事会において選任する。
- 3 役員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない
 - (2) 当法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、一般法及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (3) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- (4) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、当法人に著しく損害を及ぼす恐れのあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

3 補充により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了するまでとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事又は監事が次の一つに該当するときは、評議員会において解任することができる。但し、監事を解任する場合は、評議員会の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐え得ないと認められるとき

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、報酬を支給することができる。その額等報酬に関し必要な事項については、評議員会で別に定める役員等の報酬規程による。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることが出来る。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人

とその理事との利害が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第35条 当法人は、一般法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠った事による損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第36条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第37条 理事会は、この定款に別の定めのあるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所、並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 主たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (4) 第35条の賠償責任の免除に係る決定及び同事項の契約の締結

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
- (3) 監事が、監査についての報告をするため必要があるときで、監事から代表理事に招集の請求があったとき

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。但し、前条第3項第2号により理事が招集する

場合及び前条第3項第3号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合には、2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、代表理事がこれに当る。

(理事会の定足数)

第41条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の議事は、この定款に別段の定めのあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は表決に加わることはできない。

3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名・押印又は署名しなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令及びこの定款に定めるものの他、理事会において定める。

第5章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の決議を得て、変更することができる。

2 前項の規定は、第3条及び第4条及び第16条についても適用とする。

(解散)

第46条 当法人は、一般法第202条第1項第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

2 前項によるほか、当法人は、第3条に規定する目的が達成したときは、評議員会に

において、決議に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算する場合において有する残余資産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第49条 当法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第6章 事務局

(事務局の設置等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の事務員を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿等及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業報告書及び貸借対照表等の計算書類
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿書類

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見易い場所に掲示する方法により行う。

第8章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人の設立の日から施行する。
- 2 当法人の設立当初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年8月31日までとする。
- 3 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。
- 4 当法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員	向 智里
同	山下 公一
同	近藤 修司
同	伊藤 順
同	谷口 宗治郎
同	不破 大仁
同	森 久規
設立時理事	音 芳榮
同	音 弘志
同	倉元 昭彦
同	中村 勝也
同	谷口 修一
同	谷川 竜一
設立時監事	山内 国博
同	林原 昌志

- 5 当法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。
石川県金沢市寺町二丁目11番35号 音 芳榮

財産目録

設立者	財産種別	数量等
音 芳榮	現 金	2,000万円

以上、一般財団法人喜・榮・音與支援財団を設立するため、設立者音芳榮の定款作成代理人である行政書士谷川竜一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成28年 月 日

設立者 音 芳榮

定款作成代理人

石川県金沢市南森本町ル50番地1

行政書士 谷川 竜一